

## 浄化槽を取り巻く様々な法律等の変遷

和 暦	法律等	業界や社会の動き
明治 4 年	公共便所の設置	現在でいう公衆トイレをはじめて設置
明治 1 1 年	尿尿取締概則	初めて尿尿処理の基準が制定
明治 1 2 年	市街掃除規則及び厠? (しせい) 構造並尿尿汲取規則	便所の構造等についての最初の規則制定
明治 1 3 年	尿尿取締規則 (尿尿取締概則は廃止)	
明治 2 0 年	厠? 芥溜下水取締規則 警察令	便所の構造・清掃について定め、罰則規定も設定
明治 3 3 年	<b>汚物掃除法</b>	汚物の掃除義務は個人 (第一義務者) と市 (第二義務者) に分けられ、第二義務者は第一義務者の監督機関及び監督方法を定め、更には第一義務者がその義務を怠った場合の罰則が規定。但し、汚物のうち尿尿については市の処理義務を除外。これは、尿尿は汚物であるが同時に有価物であるという当時の実状に基づいたもの 汚物掃除法施行規則 掃除を義務づけた汚物 = 塵芥、灰燼、汚泥、汚水、し尿 汚物取扱業取締規則 汚物取扱の営業をする者は、警視庁に許可を得て、鑑札を携帯すること 清潔保持二関スル取締規則 便所の工事改築は事前に警察署の承認を得る
明治 3 8 年	清潔保持二関スル取締規則	便所の工事完了後、使用前に警察署の検査を受ける義務付けを定める
明治 4 0 年	清潔保持二関スル取締規則改正	自家用汲み取り業鑑札制度の廃止、汲み取りの自由営業
明治 4 4 年	<b>日本最初の汚水浄化槽</b> (川崎のマツダランプ工場、米国人設計)	
大正 3 年	初めての住宅用汚物処理槽設置 (原宿の伊庭氏邸・腐敗槽 + 散水ろ床)	
大正 6 年	塵芥下水厠? 取締規則	便所の位置・構造・尿尿の運搬等について
大正 8 年	市街地建築物法 (建築基準法の前身) 及び都市計画法の制定	
大正 9 年	市街地建築物法施行規則	汚物処理槽での処理水の公共河川放流を認める
大正 1 0 年	水槽便所取締規則 警視庁令	第 5 条水槽便所の浄化装置の構造 = 腐敗槽、酸化槽及び消毒槽に区分した撒水式濾過床 なお、水槽便所とは浄化槽を有していた水洗便所の呼称
昭和 4 年	公栄衛生同業組合設立	尿尿清掃事業の正常化のため、警視庁に「許可営業願」の提出 警視庁より「清掃営業届出済証」の交付、現在の許可制の確立を築く
昭和 5 年	汚物掃除法一部改正	尿尿の収集・運搬は市町村の義務となり、手数料を徴収した 汚物掃除法施行規則一部改正 汚物処理槽が今日でいう「浄化槽」に該当
昭和 8 年	警視庁より「清掃業営業届出済書」の交付	清掃業の許可制の始まり
昭和 1 9 年	建物敷地内衛生設備標準	汚物浄化槽の標準規格が制定され、「浄化槽」の表現が初めて使われる
昭和 2 5 年	<b>建築基準法の制定</b>	基準型：多室腐敗槽 + 散水ろ床 + 消毒槽 特殊型：変型 2 階タンク、分離器、平面酸化方式
昭和 2 9 年	<b>清掃法の制定</b>	近代的清掃制度の体系の整備
昭和 3 1 年	し尿浄化槽の構造等の基準	市町村のし尿処理計画に技術的な指針を与える
昭和 3 4 年	共同浄化槽構造基準 標準構造	スクリーン、二重槽、撒布濾床、最終沈殿槽、消毒施設の組み合わせ
昭和 3 5 年	し尿浄化槽の容量算定基準 (JISA3302-1960)	
昭和 3 8 年	清掃法の一部を改正する法律 (案)	社会党から議員立法として提出：業界総力を上げての猛反対 (許可業者締め出し、全国直営化・料金徴収撤廃) 清掃法の一部を改正する法律 (案) は廃案

## 浄化槽を取り巻く様々な法律等の変遷

和 暦	法律等	業界や社会の動き
昭和 3 9 年	銚子市清掃公社	全国初の公社形式による屎尿処理形態
昭和 4 1 年	し尿浄化そう掃除要領（東京都告示） し尿浄化槽の定義、掃除の定義が盛り込まれる	
昭和 4 3 年	清掃施設整備緊急措置法	それまでの生活環境施設整備緊急措置法に とって代わり、清掃法に基づきし尿処理施設及び ごみ処理施設に関する整備計画を図る
昭和 4 4 年	屎尿浄化槽の構造（建設省告示第 1726 号） 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員の算定基準 建築基準法施行令第 32 条第 1 項表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法	（JISA3302-1969）
昭和 4 5 年	し尿浄化槽の構造基準（建設省告示第 1726 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の制定（昭和 4 6 年 9 月 2 4 日施行） 浄化槽清掃業が法律に基づき創設される	
昭和 4 5 年	水質汚濁防止法の制定（昭和 4 6 年 6 月 2 4 日施行） 排水基準を定める総理府令	
昭和 5 0 年	し尿浄化槽の構造基準 処理対象人員 501 人以上対象、BOD20ppm 以下とする 排水基準に適合する浄化槽の構造基準の告示	
昭和 5 0 年	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	
昭和 5 2 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 廃棄物処理清掃業及びし尿浄化槽清掃業に関する事他	
昭和 5 3 年	水質汚濁防止法一部改正 総量規制導入	
昭和 5 3 年	千葉県家庭排水対策協議会発足	最初の生活排水対策協議会
昭和 5 4 年	全国浄化槽対策議員連盟設立	
昭和 5 4 年	（社）千葉県浄化槽検査センター法定検査機関指定 1 号（12 月 26 日）	
昭和 5 5 年	屎尿浄化槽の構造（建設省告示第 1292 号）	
昭和 5 8 年	浄化槽法（法律第 4 3 号）の公布（昭和 6 0 年 1 0 月 1 日全面施行）	
昭和 5 9 年	厚生省関係浄化槽法施行規則 湖沼水質保全特別措置法 建築基準法一部改正	
昭和 6 0 年	浄化槽法全面施行 第 1 回浄化槽管理士国家試験実施 第 1 回浄化槽管理士認定講習会開催（類も含む）	
昭和 6 2 年	『10 月 1 日』第 1 回浄化槽の日 県が印旛沼および手賀沼流域における小型合併処理浄化槽の設置促進を図るため 国および流域市町村と協調して補助制度を創設、初年度 1 5 基（6 市町村）	
昭和 6 3 年	（社）千葉県浄化槽協会 公害防止事業団の合併処理浄化槽貸付事業団体の第 1 号 屎尿浄化槽の構造の一部改正 小型合併処理浄化槽の構造基準 厚生省関係浄化槽法施行規則の一部改正 小型合併処理浄化槽の保守点検・清掃の技術基準 県が補助対象地域を下水道事業計画区域を除く全県に拡大	
平成 元年	第 1 回浄化槽清掃実務者講習会開催 県が補助基準額の拡大及び補助対象浄化槽規模の拡大（6 2 1 基 3 4 市町村）	
平成 2 年	水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法の一部改正 処理対象人員の 201 人以上 500 人以下の屎尿浄化槽がみなし指定地域特定施設となり、この 施設を設置する工場・事業所が法規制対象の特定事業場となる	
平成 3 年	し尿浄化槽の構造基準の改正 県は補助基準額を再引き上げ及び補助対象地域の拡大（下水道事業計画区域で あっても当分の間供用開始されない区域）	

## 浄化槽を取り巻く様々な法律等の変遷

和 暦	法律等	業界や社会の動き
平成 4 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正	廃棄物の排出、減量化、再生推進という一連の考え方に基づく法の運用
平成 5 年	環境基本法公布（公害対策基本法は廃止）	
平成 6 年	千葉県水道局が千葉県に対して水道原水法に基づく事業の実施の要請 水道事業体による事業実施要請第 1 号	
平成 7 年	尿尿浄化槽構造基準一部改正	窒素・リン除去型浄化槽の構造基準
平成 7 年	厚生省関係浄化槽法施行規則一部改正	
平成 10 年	印旛沼・手賀沼流域に立地しているこれまで未規制であった小規模事業場等（日平均 10～30m）に対し上乘せ基準を定めた 建築基準法の一部改正	浄化槽の性能規定化が行われ、浄化槽の構造基準は浄化槽の例示規定と位置づけられている
平成 11 年	東京湾近辺について窒素及びリンの上乗せ排出基準が施行 県単補助の導入や窒素などを除去する能力のある高度処理型合併処理浄化槽に対し高い補助基準額を設定するなどの補助制度を充実	
平成 12 年	<b>浄化槽法の一部改正（第一次改正・平成 13 年 4 月 1 日施行）</b> 浄化槽の定義から単独浄化槽を削除し、新設時の合併処理浄化槽の設置を義務づけ（下水道の予定処理区域については除外） 既設単独処理浄化槽の設置者は、合併処理浄化槽への設置替えに努力 尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方式改定	住宅の面積区分の基準値について、地域差があるとの認識があった。そのため 6 区分ある人槽を基本的に延べ面積 130㎡未満と 130㎡以上の 2 区分に改めた。また、浴室及び台所が 2 箇所以上ある住宅については、10 人槽相当する。 水質汚濁防止法施行令の一部改正
平成 13 年	<b>浄化槽法の一部改正（第二次改正・平成 13 年 10 月 1 日施行）</b> 浄化槽設備士及び管理士に係る指定試験機関及び規定講習機関の指定基準罰則の全体見直し（罰金が引き上げられた） 保守点検業務に従事させるとは『浄化槽管理者に保守点検を行わせるか又は実地に監督させること、あるいはその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行うか又は実地に監督すること』をいう。（法 48 条第 3 項） 浄化槽法施行令の制定	技術管理者及び手数料について 浄化槽関係手数料令及び浄化槽法第 10 条第 2 項の技術管理者を置くべき浄化槽の規模を定める政令。旧政令は廃止。 水質汚濁防止法施行令一部改正
平成 14 年	尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件の改正 構造基準から単独処理浄化槽の構造を一部を除いて削除し、単独浄化槽を新たに設ける場合には、国土交通大臣の認定を新たに受けることが必要	従来の化学的酸素供給量（COD）に加え新たに窒素・リンを総量規制の対象項目とした
平成 14 年	法定検査の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査結果の判定等一部変更 浄化槽の保守点検時に残留塩素測定方法からオルトトリジン法を削除	
平成 15 年	環境省浄化槽法施行規則の一部改正	浄化槽の保守点検の委託を受けた者は、保守点検の記録を浄化槽管理者に交付しようとするときは、浄化槽管理者に対し、対面や電話等によりその内容を説明しなければならない旨の規定を設けた。（平成 15 年 4 月 1 日施行） 八都府市でディーゼル車運行規制が開始（10 月 1 日より）